

## ○不服申立てをすべき行政庁等の教示について

(平成28年3月1日島監甲第74号本部長例規通達)

不服申立てをすべき行政庁等の教示（以下「教示」という。）については、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく不服申立て等の教示について（平成17年3月31日島監甲第367号ほか本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）により実施してきたところであるが、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）が施行されることに伴い、平成28年4月1日から下記のとおり実施することとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、旧例規通達は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

### 記

#### 1 教示の必要がある処分

行審法第82条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第39号。以下「行訴法」という。）第46条第1項に規定する処分

#### 2 教示の方法

教示は、処分を通知する書面（裏面を含む。）に教示事項を記載して行うものとする。ただし、この方法による教示に支障があると認められる場合には、教示事項を記載した書面を別に交付することにより行うことができるものとする。

#### 3 教示の内容

教示の内容は、別記に従い、該当するものを記載するものとし、必要により教示事項を追加し、又は省略することができるものとする。

## 別記（3関係）

### 例示文1

教示区分	行審法に基づく審査請求ができる旨及び行訴法に基づく処分の取消訴訟の提起ができる旨を教示するもの
教示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>

### 例示文2

教示区分	行審法に基づく審査請求ができる旨及び審査請求に対する裁決を経た後に行訴法に基づく処分の取消訴訟の提起ができる旨を教示するもの
教示	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについては、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、提起することができます。</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>

